山田みやこの活動報告

令和2年8月23日（日）

全国自治体議員行財政自主研究会 「2019年度決算をどう読むか」の学習会

ー　議員と決算・監査、そして２１予算へ　ー

講師　公益財団法人地方自治総合研究所 菅原 敏夫氏

　毎年この時期に各自治体の決算見込みが発表され、決算議会と言われる9月議会前に菅原先生から決算をどう読み取り決算審査に臨むか学習を行っている。

１．決算見込みー決算議会に向けて

　2019年度決算は、2021年度予算編成の重要な出発点、国の税収は大幅減。
10月1日以降(消費税10％へup)、消費税増収は社会保障の財源にするということだが数字には表れてこない。

　10月1日から消費者は増税された分消費税を払ってきたが、お店や会社に預かり金として溜まっていて税務署に納めるのは少し先になる。10％になる前の駆け込み需要も起こらず、10月1日以降 生活者はモノが高くなったと思い買う量を減らす、質を落とす(下級財・劣等財に替える)など消費増税は確実に経済を縮減させる。

歳入		歳出	(単位億円)
税収	▲17,384	不用	17,838
所得税	1,066		
法人税	▲9,178	国債費	2,205
消費税	▲7,093		
		その他	15,632
税外収入	11,450		
公債金	▲5,000		
計	▲10,934	計	▲17,838

２．2019年度決算審査の勘所

　2019年度は地方自治にとって大きな転換点だった。
　①消費税が10％になった。
　②幼児教育・保育の無償化(19年度中は全額国費負担なので今後どうなるか注視が必要)
　③国民健康保険財政が2018年度から都道府県を単位とする制度に変わった。
　④介護保険事業計画 第７期は2020年度までで給付の増加は続いている。第８期はどうなるか。
　⑤会計年度任用職員制度は2020年から開始　2019年度、非正規雇用は第７節「賃金」として支払われたものは物件扱いだった。
　　正規は給料(人件費)、非正規は賃金(物件費)だったが、会計年度任用職員は給料(人件費)となり、第７節「賃金」は廃止。
　　そのため会計年度任用職員の処遇がどの程度変化したか会計上分からなくなる。
　　更に会計年度任用職員の通勤手当は職員手当てに含まれず「旅費」扱いになる。
　⑥固定資産台帳の更新の実態。
　⑦固定資産の正確な把握。
　⑧2019年度台風の甚大な被害による対策費の補正。
　⑨地方財政対策で河川の洪水浚渫地方債の創設。
　⑩監査基準の策定と内部統制基本方針の策定が2020年4月1日に施行された。

３．決算カードの見方
　①▲のついている数値(マイナス)をすべてチェック。▲のつく可能性があるのは単年度収支(▲は黒字が減っていること)
　②決算カードがよく参照されるのは「形状収支比率」昨年と比べ増えたか減ったか(数値が高いのは悪とされている)　悪化(改善)したのは分母(税収)のせいなのか。分子(形状経費：人件費・扶助費・公債費)のせいなのか。
※「検収調書」を入手すれば特徴点というページがあり、決算・歳入出・今後の展望が記載されている。

４．消費税と地方消費税

消費税と地方消費税

	～14/3/31	～19/9/30	19/10/1～
消費税＋地方消費税	5%	8%	10%
消費税	4%	6.3%	7.8%
うち交付税分	1.18%	1.40%	1.52%
（法定率）	(29.5%)	(22.3%)	(19.5%)
地方消費税	1%	1.7%	2.2%
社会保障財源		うち0.7%分は社会保障財源	うち1.2%分は社会保障財源
地方分合計	2.18%	3.10%	3.72%

５．幼保無償化

5. 幼保無償化

幼児教育・保育の無償化に関する令和元年度予算について

幼児教育・保育の無償化 令和元年度予算:3,882 億円(公費) ·3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として保育所等の費用を無償化する。

区分		主な負担割合	国・地方合計（億円）	国	地方	予算科目
<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	2,059	1,030	1,030	子どものための教育・保育給付交付金
	公立	市町村10/10	818	−	818	−
<未移行> 私立幼稚園等		①国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 ②国1/3、都道府県1/3、市町村1/3	696	348	348	①子育てのための施設等利用給付交付金 ②子ども・子育て支援交付金(補足給付)
認可外保育施設等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	141	70	70	子育てのための施設等利用給付交付金
預かり保育等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	168	84	84	子育てのための施設等利用給付交付金
合 計			3,882	1,532	2,349	−

(初年度の取扱い)

・ 地方負担分 2,349億円については、無償化に係る初年度経費を全額国負担とする(令和元年度予算において計上(総務省))。

国・地方合計(億円)

(事務費)

・ 初年度(2019年度)の導入時に必要となる自治体の事務費について、平成30年度第2次補正予算において301億円、令和元年度予算で120億円を計上。さらに、2年目(2020年度)を全額国費による負担として措置。

・ 新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間(～2023年度)に係る費用相当額を全額国費 で負担するべく措置。

(システム改修経費)

・ 平成30年度予算(192億円)及び令和元年度予算(62億円)を活用して対

6. 監査

19年3月29日、総務省は同じ日に2つの通知を都道府県・政令市とその議会、代表監査委員に向けて送った。

６．監査

総行第110号の改正自治法の第198条の3「監査基準について総務大臣が示す指針の策定について」2017年6月改正。2020年4月施行した。

第198条の3は、監査委員は監査するときに何を基準に監査をするのか法律にはっきり記載されていなかったので「監査基準」というものを決め、それに従って監査するということになる。

地方制度調査会 第３１次答申には地方分権の立場から「国が決めるのではなく」と書かれていたが、国が指針を示し、総務大臣が助言を行うものとするという形になった。

７．監査委員が定める「監査基準」

第198条の4　監査基準は監査委員が定めるものとする。監査基準の策定は監査委員の会議によるもの。

監査基準を定めたときは直ちに議会・教育委員会・選挙管理委員会・公安委員会・労働委員会・農業委員会・その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、公表しなければならない。

総務大臣は普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について指針を示し、必要な助言を行うものとする。

2018年9月議会から決済不認定の場合、長がとった措置はHPで公開されている。数自治体がそうなった。更に議選の監査委員を置かれなくともよくなる。

８．内部統制(インタコ)

役所がちゃんと動いているか、責任ある人のガバナンスがきちんと効いているかを効いているかを評価すること。

内部統制の最終課題は内部統制が機能しなかった場合、トップが責任をとるということ。しかし自治法の改正ではトップが責任をとる仕組みが取り入れられていない。

9．栃木県の2019年度普通会計決算(見込)概要

令和元（2019）年度普通会計決算（見込）について〔概況〕

1　決算規模

歳入歳出ともに４年ぶりに前年度決算額を上回った。

・歳　入	759,429百万円	対前年度	+6,884百万円	比	+0.9%
・歳　出	743,025百万円	対前年度	+3,808百万円	比	+0.5%

2　決算収支

実質収支は２年ぶりに前年度を上回り、単年度収支は黒字となった。

・実質収支	8,083百万円	（前年度　4,660百万円）
・単年度収支	3,423百万円	（前年度 ▲1,923百万円）

3　特　徴

①　県税収入は２年連続で減
県債は令和元年東日本台風に伴う災害復旧事業債の増等により発行額が増加

自主財源の大宗を占める県税収入は、米中貿易摩擦に伴う企業業績の低迷等による法人二税の減などにより、前年度比▲1.7%、▲4,204百万円と２年連続で減少した。

地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の増により、前年度比+7,113百万円と増加したものの、普通交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な交付税は、前年度比▲2,239百万円と２年連続で減少した。

県債は、令和元年東日本台風に伴う災害復旧事業債の増などにより、前年度比+7,657百万円と発行額が増加した。

②　医療福祉関係経費は引き続き増加
投資的経費は普通建設事業費が４年連続で増加するとともに、災害復旧事業費も大幅に増加

医療福祉関係経費は、幼児教育の無償化や高齢化の進行等により増加した。

投資的経費のうち普通建設事業費は、総合文化センター大規模改修などの単独事業費の増により、前年度比+6.3%と４年連続で増加した。また、災害復旧事業費も令和元年東日本台風に伴う復旧経費の増等により、大幅に増加した。

③　経常収支比率は 0.6ポイント上昇

経常収支比率は、医療福祉関係経費などの支出が増加したことに加え、県税や実質的な交付税などの収入が減少したことにより、前年度に比べ 0.6ポイント上昇の95.2%となった。